

第1回 富山県特別支援教育将来構想検討会

日時 令和3年8月11日

午後2時より

場所 県民会館401号室

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 富山県の特別支援教育の現状と課題について

- ① 共生社会の実現に向けた連続性のある多様な学びの場の整備
- ② 学校、家庭、地域、医療・福祉・保健・労働等の連携強化
- ③ 多様な教育的ニーズに対応できる教員の専門性向上
- ④ ICTや専門家の活用による指導の充実
- ⑤ 企業と学校、家庭が一体となった就労支援
- ⑥ 特別支援学校の施設設備等、教育環境の整備

(2) その他

3 閉 会

富山県特別支援教育将来構想検討会設置要綱

(目的)

第1条 富山県における特別支援教育の現状と課題を整理し、社会状況に応じた特別支援教育及び就労支援の将来構想の策定に関する検討を行うため、富山県特別支援教育将来構想検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次の事項について検討する。

- (1) 本県における特別支援教育を取り巻く課題に関すること。
- (2) 本県における特別支援教育及び就労支援の将来構想に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、本県における特別支援教育の振興に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、委員15名以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、学校教育関係者、保護者、医療・福祉・就労支援関係者及び経済界関係者のうちから、教育長が委嘱する。

(会長等)

第4条 検討会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総括し、検討会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、教育長が招集し、会長が議長となる。

(委員の任期)

第6条 検討会の委員の任期は、令和4年3月31日までとする。

(アドバイザー)

第7条 専門的立場からの意見を聴くため、検討会にアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、学識経験者のうちから、教育長が委嘱する。
- 3 アドバイザーは、教育長の要請に応じて検討会に出席するほか、検討会の所掌事務に関する事項に対して助言を行うものとする。

(幹事)

第8条 検討会に幹事を置く。

- 2 幹事は、富山県教育委員会事務局職員のうちから、教育長が任命する。
- 3 幹事は、検討会の事務を処理する。

(事務局)

第9条 検討会の事務局は、富山県教育委員会県立学校課に置く。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年6月25日から施行する。

富山県特別支援教育将来構想検討会委員等 名簿

令和 3 年 8 月 1 1 日

(委員 1 4 名、五十音順、敬称略)

役 職	氏 名	所 属
委 員	荒木 信幸	有限会社荒木商会代表取締役
〃	稲澤 透	富山県立志貴野高等学校校長
〃	勝田 民	富山県 P T A 連合会副会長
〃	金兼 千春	国立病院機構富山病院院長
〃	國香真紀子	富山市立芝園小学校校長
〃	小林 真	富山大学人間発達科学部教授
〃	篠田 恵	富山県特別支援学校知的障害教育校 P T A 連合会会長
〃	島先 亜希	特定非営利活動法人工房あおの丘理事長
〃	高瀬 幸忠	株式会社スカイインテック代表取締役社長
〃	鷹西 恒	富山福祉短期大学国際観光学科教授
〃	西村 和美	富山ケアネットワーク事務局長
〃	畑井 俊信	射水市立小杉中学校校長
〃	政二 里佳	富山県立しらとり支援学校校長
〃	松本 謙一	南砺市教育委員会教育長

※アドバイザー 宮崎 英憲 東洋大学名誉教授

富山県特別支援教育将来構想検討会の検討事項とスケジュール

[検討事項]

- (1) 本県における特別支援教育を取り巻く課題に関すること。
- (2) 本県における特別支援教育及び就労支援の将来構想に関すること。
- ・ 共生社会の実現に向けた連続性のある多様な学びの場の整備
 - ・ 学校、家庭、地域、医療・福祉・保健・労働等の連携強化
 - ・ 多様な教育的ニーズに対応できる教員の専門性向上
 - ・ ICTや専門家の活用による指導の充実
 - ・ 企業と学校、家庭が一体となった就労支援
 - ・ 特別支援学校の施設設備等、教育環境の整備

[スケジュール]

